

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例
(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例(平成15年静岡市条例102号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第41条第3項」を「第41条第5項」に、「第44条」を「第44条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第12条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第41条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第16条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第19条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第22条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第26条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第40条の3中「(以下この節)を「(次条第1項)に改める。

第40条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第40条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第41条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第44条第2項」を「第44条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第41条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び府令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他府令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申

告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第44条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第41条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第44条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第42条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第44条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第44条に次の2項を加える。

5 第41条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第44条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第42条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条

第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第44条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第98条を第98条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第98条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第99条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第99条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として府令第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第100条第1項中「第98条第1項」を「第98条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第104条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表区分の欄中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第100条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第98条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第98条に掲げる」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の府令第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に

規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第100条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、府令で定めるところによる。

第101条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第102条第3項中「第98条」を「第98条の2」に改める。

第104条第1項中「第98条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第11条第1項中「第41条第3項」を「第41条第5項」に改め、同条第2項中「第44条」を「第44条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第12条第1項中「第44条に」を「第44条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第13条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第19条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第19条の2第17項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の前に次の1項を加える。

21 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第19条の2中第16項を第20項とし、第13項から第15項までを4項ずつ繰り下げ、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の前に次の4項を加える。

10 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第20条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同

項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「申告書に府令附則第7条第14項」を「申告書に府令附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設に係る固定資産税について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第35条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第35条の2の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第35条の3 附則第20条第12項の規定は、法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設に係る都市計画税について同項の規定の適用を受けようとする者について準用する。

附則第43条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第100条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第19条の2第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第35条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附則第35条の2第3項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第4項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

第3条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第100条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第101条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第100条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第101条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第99条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第100条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1

号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「新条例」を「静岡市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第10項中「新条例第98条第1項」を「静岡市税条例第98条の2第1項」に改める。

附則第19項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第20項の表第11項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第12項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第98条を第98条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第99条の次に1条を加える改正規定並びに第100条から第102条まで及び第104条の改正規定並びに第6条並びに附則第12項から第18項までの規定 平成30年10月1日
 - (2) 第1条中第13条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第26条第1項の改正規定並びに附則第43条第3項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第11項の規定 平成31年4月1日
 - (4) 第2条中第100条第3項の改正規定 平成31年10月1日
 - (5) 第1条中第12条第1項及び第3項並びに第41条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第5項の規定 平成32年4月1日
 - (6) 第3条並びに附則第19項から第24項までの規定 平成32年10月1日
 - (7) 第1条中第13条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに第19条及び第22条の改正規定並びに附則第13条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日
 - (8) 第4条並びに附則第25項から第30項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中附則第19条の2第17項を同条第22項とし、同項の前に1項を加える改正規定(同条第21項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(11) 第1条中附則第35条の改正規定(「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(次項、附則第6項及び第31項において「新条例」という。)第44条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例第12条第1項及び第3項並びに第41条第10項から第12項までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。附則第11項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項から附則第10項までにおいて「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 8 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第8項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（平成30年10月1日施行に伴う市たばこ税に関する経過措置）

- 12 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（平成30年10月1日施行に伴う手持品課税に係る市たばこ税）

- 13 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第20項及び第26項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号）附則第7項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び附則第17項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例（第16項及び第17項において「30年新条例」という。）第98条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第20項及び第26項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同

日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 16 附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第104条第1項若しくは第2項、	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第15項、
第10条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第14項
第10条第3号	第87条の5第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書、第123条第1項の申告書又は第148条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第15項の納期限

第104条第4項	府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第104条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第15項
第106条の2第1項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第14項
	当該各項	同項
第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第15項

17 30年新条例第105条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第13項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、府令第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき府令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第13項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（平成30年10月1日施行に伴う手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

18 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第16項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第87条の5第1項の申告書、第104条第1項」とあるのは、「第104条第1項」とする。

（平成32年10月1日施行に伴う市たばこ税に関する経過措置）

19 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（平成32年10月1日施行に伴う手持品課税に係る市たばこ税）

20 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第27項において「平成30年改正省令」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を府令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の静岡市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第104条第1項若しくは第2項、	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第22項、
第10条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第21項
第10条第3号	第87条の5第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書、第123条第1項の申告書又は第148条第1項若しくは第2項の申告書で	平成30年改正条例附則第22項の納期限

	その提出期限	
第104条第4項	府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第104条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
第106条の2第1項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第21項
	当該各項	同項
第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項

24 32年新条例第105条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は府令第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき府令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第20項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（平成33年10月1日施行に伴う市たばこ税に関する経過措置）

25 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（平成33年10月1日施行に伴う手持品課税に係る市たばこ税）

26 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には

市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

27 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正省令別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

28 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を府令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

29 附則第26項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の静岡市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第104条第1項若しくは第2項、	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第28項、
第10条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第27項
第10条第3号	第87条の5第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書、第123条第1項の申告書又は第148条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第28項の納期限
第104条第4項	府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記

		第2号様式
第104条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第28項
第106条の2第1項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第27項
	当該各項	同項
第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第28項

30 33年新条例第105条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第26項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、府令第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき府令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第26項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

31 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。